

○被留置者食糧費及び被保護者食糧費等に関する事務の取扱いについて

令和4年3月22日

道本会第4008号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て警察において身体を拘束され、又は保護されている者に支給する食事に要する経費の事務については、令和4年4月1日から次のとおり適用することとしたので、適正な取扱いに努められたい。

なお、「被留置者食糧費及び被保護者食糧費等に関する事務の取扱いについて」（令3.3.19道本会第3911号）の通達は、同日付けで廃止する。

記

1 給食対象

(1) 警察における食事の支給対象者は、次に掲げる者とする。

ア 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の手續に基づいて逮捕され、留置施設に留置されている者（次事項に定める者を除く。以下「被逮捕者」という。）

イ 刑事訴訟法の規定による勾留状の執行を受け、留置施設に留置されている者（以下「被勾留者」という。）

ウ ア及びイの事項に掲げる者のほか、法令の規定により留置施設に留置されている者（以下「被収容者」という。）

エ 次の規定に基づいて保護等をされている者（以下「強制被保護者」という。）

(ア) 警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第3条第1項第1号

(イ) 酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号）第3条

(ウ) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第75条第2項又は第99条第4項

(エ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第39条第2項

(オ) 北海道警察保護取扱規程（平成17年警察本部訓令第29号）第26条第1項

オ 警察官職務執行法第3条第1項第2号の規定又は警察法（昭和29年法律第162号）第2条の規定に基づいて保護されている者（以下「任意被保護者」という。）

カ 刑事訴訟法の手續に基づいて逮捕された者で、アからウまで及びクの事項に該当しない者（以下「逮捕被疑者」という。）

キ 護送中の逮捕被疑者（以下「被護送者」という。）

ク 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）違反又は出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）の施行により廃止された外国人登録法（昭和27年法律第125号）違反で入国管理局からの援助要請により護送中又は逮捕連行中の者（以下「外事被護送者」という。）

(2) (1)の事項に掲げる者が、自弁又は第三者の提供する食事をとり、かつ、警察において支給する食事をとらない意思を自由に表明した場合は、警察において食事を支給しないこと

ができる。

2 給食単価

警察において支給する食事の単価は、被逮捕者、被勾留者、被収容者、強制被保護者及び任意被保護者（以下「被留置者等」という。）にあつては、警察において身体を拘束されている者の食料に関する訓令（昭和34年警察本部訓令甲第3号）に規定する額とし、逮捕被疑者、被護送者、外事被護送者にあつては、訓令に規定する額に相当する額とする。

3 経費の負担区分

警察において支給する食事に要する経費の負担区分は、次によるものとする。

(1) 被留置者等、逮捕被疑者及び被護送者に係る経費については、道費をもって支弁する。ただし、任意被保護者に係る経費については、本人又は引取人に支払能力がある場合は、本人又は引取人に支弁させるものとする。この場合、警察署長は、本人又は引取人に支払能力がないと認め、道費をもって支弁したときは、保護カード（北海道警察保護取扱規程第10条に規定する別記第1号様式）下部余白に、次のように付記証明すること。

〇月〇日（又は、〇月〇日から〇月〇日まで）の食糧費は本人及び引取人に支払能力がないと認める。

〇〇警察署長 官職 氏名 ㊦

(2) 他の機関から留置の委託を受けた場合（以下「委託留置」という。）に係る経費については、道費をもって支弁する。

(3) 検察官が自ら被疑者を逮捕した場合及び司法警察職員が検察官の指揮により被疑者を逮捕した場合の警察留置の経費負担は、被勾留者の例による。

(4) 外事被護送者に係る経費については、国費をもって支弁する。

4 支出（払）科目

警察において支給する食事に要する経費の支出（払）科目は、次によるものとする。

(1) 被逮捕者、被勾留者、被収容者、逮捕被疑者及び被護送者に係る経費については、(款) 警察費、(項) 警察管理費、(目) 警察本部費、(事業) 警察本部費事務費、(節) 需用費、(細節) 食糧費とする。

(2) 強制被保護者及び任意被保護者に係る経費については、(款) 警察費、(項) 警察活動費、(目) 警察活動費、(事業) 警察活動費事務費、(節) 需用費、(細節) 食糧費とする。

(3) 外事被護送者に係る経費については、(組織) 警察庁、(項) 警察活動基盤整備費、(目) 警察装備費とする。

5 購入手続

(1) 契約手続

警察本部長又は警察署長は、被留置者等に対し、警察において食事を支給するため、食糧供給業者を選定し、2の事項に定める給食単価により、一会計年度を通して単価契約を締結するものとする。ただし、単価契約に応じる者がいないときは、この限りでない。

(2) 給食手続

ア 単価契約に係る食事を支給するときは、食糧供給業者に対し、口頭により納入の依頼をするものとする。

イ 被留置者等食糧の購入に係る決定は、被留置者等食糧購入記録票（別記第1号様式）に購入の都度記録し、購入の決定をするものとする。この場合において、物品購入決定書の作成は、省略するものとする。

ウ 単価契約の締結業者以外の者（以下「非契約業者」という。）から食事の供給を受ける場合は、物品購入決定書により購入の決定を行い、口頭により業者へ発注するものとする。

エ 被留置者等食糧の納入について、食糧供給業者から納入を受ける場合においては、当該業者から納品の通知を受けるものとする。

オ 被留置者等食糧の購入に係る履行確認の検査は、一般決定書によりあらかじめ指定した職員（留置担当官）が納入のあった都度行うものとし、その結果及び受領した旨を被留置者等食糧購入記録票の所定欄に表示するものとする。

カ 逮捕被疑者及び被護送者に食事を支給する場合及び非契約業者から食事の供給を受ける場合は、「庁中常用経費に係る資金前渡事務取扱要領の制定について」（平8. 4. 1局総第16号。以下「庁中常用経費資金前渡要領」という。）に定めるところによることができるものとする。

キ 警察本部におけるイ及びウの事項の決定並びに方面本部におけるウの事項の決定並びに警察本部及び方面本部におけるカの事項に係る経費の資金前渡員に対する資金の交付に関する支出負担行為の決定については、北海道警察財務会計事務取扱規程（昭和40年警察本部訓令甲第6号。以下「財務訓令」という。）第3条の規定にかかわらず、警察本部及び方面本部の会計課長が専決することができる。

ク 警察署におけるイ及びウの決定並びに支出負担行為に相当する行為の行われた経費の支払の確認については、財務訓令第3条第7項に規定にかかわらず、警察署の副署長が専決することができる。

(3) 予算要求等

ア 4の(1)及び(2)までの事項に掲げる経費の配分予算に不足を生じたときは、財務訓令第27条第1項の規定により、遅滞なく予算要求するものとする。

イ 警察本部留置管理課長又は警察署長（以下「警察署長等」という。）は、護送警察官が外事被護送者に対して支給した食事代を私費立替払したときは、当該護送に係る鉄道賃等に食糧費の実費を加算した被護送者護送費請求書（別記第2号様式）を提出させて下欄に証明をし、その都度、警察本部留置管理課長又は札幌方面の警察署長にあっては警察本部外事課を經由して警察本部長に、札幌方面以外の方面の警察署長にあっては当該方面本部の警備課を經由して当該方面本部長に送付するものとする。

6 支出（払）方法

(1) 被留置者等に支給した食糧費の支出（払）については、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）に定める所定の手続により行うものとする。ただし、5の(2)のカの事項の場合にあって、庁中常用経費資金前渡要領に基づいて警察職員が私費立替払したときは、当該警察職員に対して支払うものとする。

(2) 外事被護送者の護送中に要する食糧費等の支払については、5の(3)のイの事項の定め

よる請求に基づいて会計法規に定める所定の手続を行い、当該護送警察官に対して支払うものとする。

7 代用刑事施設に係る償還請求

(1) 償還請求の対象

代用刑事施設において、身体を拘禁又は留置したものについては、次により償還請求を行うものとする。

ア 請求日数の計算は、裁判官の勾留状発付の日を初日とし、出場日を除いた日数とすること。

イ 送致後の被疑者については、裁判官が勾留状を発付しないなどの理由により、検察官の指揮で釈放したときは、請求しないこと。

ウ 被留置者1人、1日当たりの償還請求額は、警察拘禁費用償還規則（昭和35年法務省令第19号）に定める額によること。

エ 請求額については、被留置者名簿と対照の上、不符合のないよう確認すること。

(2) 請求方法

ア 請求内訳書の作成

警察署長等は、被留置者名簿により当月分矯正収容費の償還請求内訳書（別記第3号様式）を作成し、警察本部留置管理課長又は札幌方面の警察署長にあつては警察本部会計課を経由して警察本部長に、札幌方面以外の方面の警察署長にあつては当該方面本部の会計課を経由して当該方面本部長に送付するものとする。

イ 請求内訳書の提出期限

警察署長等が、警察本部長又は方面本部長に対して送付する請求内訳書の提出期限は、翌月8日とする。

ウ 収入手続

警察本部長又は方面本部長は、関係所属の矯正収容費の償還請求内訳書を取りまとめ、矯正収容費の償還請求について（別記第4号様式）に同内訳書を添付の上、当月分を翌月15日までに関係刑務所に対して請求し、北海道財務規則に基づく収入手続を行うものとする。

なお、3月分償還金については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第142条第1項第2号の規定により、納入通知書を発する日の属する年度（新年度）の歳入に納付することとなるので、誤りのないように留意すること。

8 委託留置に係る償還請求

(1) 償還請求の対象

委託留置に係るものについては、次により償還請求を行うものとする。

ア 請求日数の計算は、収容日を初日とし、出場日又は勾留状発付の日を除いた日数とする。

イ 償還請求額及びその確認方法については、7の(1)のウの事項及びエの事項の定めを準用する。

(2) 請求方法

ア 請求内訳書の作成

警察署長等は、被留置者名簿により当月分委託留置に要する費用の償還請求内訳書(別記第5号様式)を関係機関ごとに作成し、警察本部留置管理課長又は札幌方面の警察署長にあっては警察本部会計課を経由して警察本部長に、札幌方面以外の方面の警察署長にあっては当該方面本部の会計課を経由して当該方面本部長に送付するものとする。

イ 請求内訳書の提出期限

提出期限については、7の(2)のイの事項の定めを準用する。

ウ 収入手続

警察本部長又は方面本部長は、関係所属の委託留置に要する費用の償還請求内訳書を取りまとめ、委託留置に要する費用の償還請求について(通知)(別記第6号様式)に当該内訳書を添付の上、当月分を翌月15日までに関係機関に対して請求し、北海道財務規則に基づく収入手続を行うものとする。

なお、3月分償還金については、7の(2)のウのなお書きの例によることとなるので、誤りのないように留意すること。

別記第2号様式(5の3)のイの事項関係)

被護送者護送費請求書	
被疑者氏名、年齢	(歳)
本 籍	
現 住 所	
輸送に要する経費	¥
輸送区間及び期間	自 ~ 至 自 年 月 日 (日間) 至 年 月 日
<p>上記のとおり請求する。</p> <p>年 月 日</p> <p>請求者 所属 部署 官職 氏 名 ㊟</p> <p>官署支出官 北海道警察会計担当官</p> <p>殿</p> <p>官署支出官 北海道警察 方面会計担当官</p>	
<p>被護送者護送費支払証明書</p> <p>上記のとおり支払ったことを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p>留置管理課長 官職 氏 名 ㊟</p> <p>警察署長</p>	
摘 要	

- 注1 不用文字は抹消して使用すること。
- 2 摘要欄には運賃、食費の内訳を記入すること。
- 3 護送事実の証明印は、所属長の認印を使用すること。
- 4 規格は、A列4番縦長とする。

別記第4号様式（7の(2)のウの事項関係）

	第	号	
	年	月	日
刑務所長 様			
			北海道警察本部長
			北海道警察 方面本部長
矯正収容費の償還請求について（通知）			
みだしのことについて、当本部管内の 月分の請求金額が確定したことから、下記のとおり通知します。			
			記
1 請求金額			
		円	
2 延日数			
		日	
3 内訳			
			別添矯正収容費の償還請求内訳書のとおり
4 その他			
			別添納入通知書により納入願います。
			(会計課出納係 - - 内線)

注1 不用文字は抹消して使用すること。

2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第5号様式（8の(2)のアの事項関係）

月分委託留置に要する費用の償還請求内訳書 (機関分)								
留置管理課長								
警察署長								
罪 名	事 由	収 容 月 日	出 場 月 日	延日数（出場 日を除く。）	1日の 金 額	計	被留置者名	備 考
		月 日	月 日	日	円	円		

注1 前月から繰越の場合は、収容月日欄には、月初めの日を記入し、備考欄に収容月日を記入すること。

2 翌月に繰り越す場合の出場月日欄には、月末の日を記入、備考欄に「翌月へ繰越」と記入すること。

3 収容月日と出場月日とが同日の場合は、延日数を1日として計算すること。

4 規格は、A列4番縦長とする。

別記第6号様式（8の(2)のウの事項関係）

	第	号	
	年	月	日
様			
		北海道警察本部長	
		北海道警察	方面本部長
委託留置に要する費用の償還請求について（通知）			
みだしのことについて、当本部管内の 月分の請求金額が確定したことから、下記のとおり通知します。			
記			
1	請求金額		
		円	
2	延日数		
		日	
3	内訳		
		別添委託留置に要する費用の償還請求内訳書のとおり	
4	その他		
		別添納入通知書により納入願います。	
		(会計課出納係	- - 内線)

注1 不用文字は、抹消して使用すること。

2 規格は、A列4番縦長とする。